



# 佐賀県公報

平成17年  
3月25日  
(金曜日)  
号外

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

### 規則

◎佐賀県補助金等交付規則の一部を改正する規則

(三〇・財務課)一  
(三一・税務課)二  
(三二・〃)二

◎佐賀県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則

◎佐賀県産業廃棄物税条例施行規則

## 公布された規則のあらまし

○佐賀県補助金等交付規則の一部を改正する規則 (規則第三〇号)

1 補助金交付申請に必要な添付書類を廃止することとした。 (第三条第二項  
及び第三項関係)

2 知事は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の  
交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定め、かつ、これを公  
表するよう努めなければならないこととした。 (第四条第三項関係)

3 補助事業の内容に知事が定める変更が生じた場合に、知事の承認を不要と  
することとした。 (第五条第一項関係)

4 この規則は、平成一七年四月一日から施行し、平成一七年度の予算に係る  
補助金等から適用することとした。

○佐賀県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則 (規則第三一号)

佐賀県産業廃棄物税条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県産業廃棄物税条例施行規則 (規則第三二号)

1 産業廃棄物税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、佐賀  
県税条例施行規則（昭和三〇年佐賀県規則第四〇号。以下「県税条例施行規  
則」という。）の定めるところによることとした。 (第三条第一項関係)

2 条例及び規則に規定する書類の様式を定めることとした。 (第四条及び様  
式関係)

3 循環型社会の実現に寄与するものとして規則で定める搬入は、次に掲げる  
施設への搬入で、当該施設を有する事業者の申請により知事が承認したもの  
とすることとした。 (第五条第一項関係)

一 自ら排出する産業廃棄物を焼却処理する際の熱を回収し、自らの製品の  
製造に必要とされる熱処理の工程において利用している焼却施設

二 産業廃棄物を焼却処理する際の熱を回収することにより発電を行う焼却  
施設。ただし、当該発電に伴う電力により自己の全ての事業活動を維持し  
ていると認められる施設であつて、余剰電力の供給（有償の場合に限  
る。）を行つているものに限る。

4 公益上その他の事由により課税が不適当なものとして規則で定める搬入は、  
次に掲げる搬入とすることとした。 (第六条関係)

一 法令等により焼却処理が義務付けられている産業廃棄物の焼却施設への  
搬入

二 天災その他の災害により排出された産業廃棄物の焼却施設又は最終処分  
場への搬入

三 その他課税が不適当と知事が認める搬入

5 産業廃棄物の重量の測定が困難なときは、産業廃棄物の種類（種類ごとに  
体積を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類）  
に応じ、所定の換算係数を当該産業廃棄物の体積に乘じて得た重量を課税標  
準とすることとした。 (第七条関係)

6 この規則は、佐賀県産業廃棄物税条例の施行の日（平成一七年四月一日）  
から施行することとした。

## 規則

佐賀県補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

## ●佐賀県規則第三十号

佐賀県補助金等交付規則の一部を改正する規則

佐賀県補助金等交付規則（昭和五十三年佐賀県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「及び内容」を「、内容及び効果」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第四条に次の二項を加える。

3 知事は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定め、かつ、これを公示するよう努めなければならない。

第五条第一項第一号中「軽微な」を削る。

第十五条第二項中「特に」を削る。

## 附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行し、平成十七年度の予算に係る補助金等から適用する。

佐賀県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

## ●佐賀県規則第三十一号

佐賀県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則

佐賀県産業廃棄物税条例（平成十六年佐賀県条例第三十号）の施行期日は、

平成十七年四月一日とする。

佐賀県産業廃棄物税条例施行規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

## ●佐賀県規則第三十二号

佐賀県産業廃棄物税条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、佐賀県産業廃棄物税条例（平成十六年佐賀県条例第三十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## （用語）

第二条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

## （賦課徴収）

第三条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、佐賀県税条例施行規則（昭和三十年佐賀県規則第四十号。以下「県税条例施行規則」という。）の定めるところによる。

2 この規則に定めるものを除くほか、知事は、産業廃棄物税の賦課徴収に係る書類の様式は、県税条例施行規則に定めるものに所要の調整を加えた様式によるものとする。

## （諸様式）

第四条 条例及び規則の規定に規定する書類の様式は、次の表に掲げるところによるものとする。

様式第一号	産業廃棄物税課税免除施設承認申請書	規則第五条第二項
様式第二号	産業廃棄物課税免除施設承認（不承認）通 知書	規則第五条第三項
様式第三号	産業廃棄物課税免除施設承認（不承認）通 知書	規則第五条第四項
様式第四号	廃棄物課税免除施設承認取消通知書	規則第五条第五項
様式第五号	産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書	規則第五条第六項
	条例第十一條第一項	規則第五条第七項

(循環型社会の実現に寄与するものとして規則で定める課税の免除)

**第五条** 条例第五条第一号に規定する規則で定める搬入とは、次に掲げる施設への搬入で、当該施設を有する事業者の申請により知事が承認したものとする。

一 自ら排出する産業廃棄物を焼却処理する際の熱を回収し、自らの製品の  
製造に必要とされる熱処理の工程において利用している焼却施設

二 産業廃棄物を焼却処理する際の熱を回収することにより発電を行う焼却

施設。ただし、当該発電に伴う電力により自己のすべての事業活動を維持していると認められる施設であつて、余剰電力の供給（有償の場合に限る。）を行つているものに限る。

2 前項に掲げる施設への搬入に対する課税の免除を受けようとする者は、業廃棄物税課税免除施設承認申請書を知事に提出しなければならない。

知事は、前項の申説書を受取した場合において、その申説の適否を決定したときは、産業廃棄物課税免除施設承認（不承認）通知書により通知するも

4 前項の承認を受けた焼却施設が、第一項の要件に該当しなくなるときは、当該施設を有する者は、あらかじめ産業廃棄物規制免余事由消滅届出書を

3 知事は、前項の申請書を受理した場合において、その承認の適否を決定したときは、産業廃棄物課税免除施設承認（不承認）通知書により通知するものとする。

業廃棄物税課税免除施設承認申請書を知事に提出しなければならない。

当語が話を有する者は、あらかじめ美原東和談和分院事由酒添尾山書を知事に提出しなければならない。

5 知事は、前項の届出書が提出された場合又は職権により第三項の承認を受けた施設が第一項の要件を欠くに至ったと認めた場合は、遅滞なく、産業廃

けた施設が第一項の要件を全く至ったと認めた場合は、過滞なく産業廃棄物課税免除施設承認取消通知書により承認を取り消すものとする。

5 知事は、前項の届出書が提出された場合又は職権により第三項の承認を受けた施設が第一項の要件を欠くに至つたと認めた場合は、遅滞なく、産業廃棄物税課税免除施設承認取消通知書により承認を取り消すものとする。

（公益上その他の事由により課税が不適当なものとして規則で定める課税の

免除

条例第十二条第一項、  
条例第十五条第一項、  
及び第三項並びに条  
例第十九条

**第六条** 条例第五条第一号に規定する規則で定める搬入とは、次に掲げる搬入とする。

一 法令等により焼却処理が義務付けられている産業廃棄物の焼却施設への搬入

二 天災その他の災害により排出された産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入

三 その他課税が不適当と知事が認める搬入

(換算して得た重量)

**第七条** 条例第六条第二項の規則で定めるところにより換算して得た重量は、

次の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類（種類ごとに体積を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類）に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる換算係数を当該産業廃棄物の体積に乘じて得た重量とする。

産業廃棄物の種類	換算係数
一 燃え殻	一・一四
二 汚泥	一・一〇
三 廃油	〇・九〇
四 廃酸	一・二五
五 廃アルカリ	一・一三
六 廃プラスチック類	〇・三五
七 紙くず	〇・三〇
八 木くず	〇・五五
九 繊維くず	一・一二
十 動植物性残さ	一・〇〇
十一 動物系固形不要物	

十一 ゴムくず

十三 金属くず

十四 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず

十五 鉱さい

十六 がれき類

十七 家畜のふん尿

十八 家畜の死体

十九 ばいじん

二十 家畜の死体

備考 第二条第十三号に掲げる産業廃棄物

二十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下この表において「廃棄物処理法施行令」という。）

一・〇〇

一・二六

二十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第四項第一号に掲げる産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」）とし、同表の第七号から第十九号までに掲げる産業廃棄物の種類は廃棄物処理法施行令第二条第一号から第十二号までの各号にそれぞれ掲げる産業廃棄物とする。

二二 この表の換算係数は、一立方メートル当たりのトン数とする。

(特別徴収義務者の証票を紛失した場合の措置等)

**第八条** 条例第十二条第二項の規定により特別徴収義務者の証票の交付を受けた者は、その証を紛失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、遅滞なく、産業廃棄物税特別徴収義務者証再交付申請書に証の紛失等の事実を記載し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、その紛失等の事実に誤りがないと認めたときは、産業廃棄物税特別徴収義務者証を再交付しなければならない。

〇・五二

一・一三

一・〇〇

一・九三

一・四八

一・〇〇

一・〇〇

(条例第十三条第一項の担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続等)

**第九条**

条例第十三条第一項の規則で定める要件は、同条第二項の規定による徴収の猶予の申請をした特別徴収義務者が当該申請をした日前三年以内において産業廃棄物税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物税に係る徴収金の納入状況からみてその徴収の猶予がされた期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物税を納入することが確実と認められることとする。

(徴収猶予に係る通知)

**第十条** 知事は、条例第十三条第二項の申請書を受理した場合は、その処分を決定し、産業廃棄物税徴収猶予(承認・不承認)通知書によって、これを通知するものとする。

(帳簿の記載事項)

**第十一条** 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び条例第十五条第一項に規定する

産業廃棄物税の納税者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- 一 産業廃棄物の施設への搬入年月日
- 二 搬入された産業廃棄物の種類及び重量
- 三 搬入された産業廃棄物の体積(条例第六条第二項の規定により当該産業廃棄物の重量を換算して得た場合に限る。)
- 四 産業廃棄物税の特別徴収義務者にあつては、産業廃棄物の焼却処理又は埋立処分の委託者の氏名又は名称及び廃棄物処理法第十二条の三の規定により交付された産業廃棄物管理票の交付番号

附 則

(施行期日)

1 この規則は、佐賀県産業廃棄物税条例の施行の日から施行する。ただし、

次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 条例附則第二項の規定により条例の施行の日前においても行うことができる手続は、施行日前においてもこの規則に定める様式により行うことができる。

## 様式第1号

受付印		申 請 者	氏名又は名称及び代 表者の氏名	印
年　月　日			住所又は所在地	
佐賀県 県税事務所長様			担当部所名及び担当 者氏名	
(電話番号)				

## 産業廃棄物税課税免除施設承認申請書

課税免除施設の承認を受けたいので、佐賀県産業廃棄物税条例施行規則第5条第2項の規定により申請します。

申請区分  〔該当する区分の□に レを付けてください〕		<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税条例施行規則第5条第1項第1号該当 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物税条例施行規則第5条第1項第2号該当
施 設	名　称	
	所　在　地	
事　業　の　概　要		
搬　入　開　始 (予定) 年月日		年　月　日
その他の参考事項		

注 施設の見取図、処理工程図及びその他参考となる資料を添付してください。

## 様式第2号

## 産業廃棄物税課税免除施設承認(不承認)通知書

第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

佐賀県

県税事務所長

印

年 月 日付けで申請のあった課税免除施設の承認について下記のとおり決定したので、通知します。

この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の1から3までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 記

年 月 日をもって課税免除施設として承認する。

課税免除施設として承認しない。

施	名 称	
設	所 在 地	

## 摘要

注 次の事由が生じたときは、速やかに当県税事務所に御連絡ください。

- 1 上記施設を廃止したとき。
- 2 課税免除施設承認申請書に記載した内容に変更があったとき。

## 様式第3号

受付印		申 請 者	氏名又は名称及び代 表者の氏名	印
年　月　日			住所又は所在地	
佐賀県 県税事務所長様			担当部所名及び担当 者氏名	
(電話番号)				

## 産業廃棄物税課税免除事由消滅届出書

年　月　日付けで認定された次の施設について、課税免除要件が消滅したので、佐賀県産業廃棄物税条例施行規則第5条第4項の規定により届け出ます。

施	名　　称	
設	所　在　地	
課税免除要件が 消滅した理由		
上記理由の 発生年月日		年　月　日
その他の参考事項		

## 様式第4号

## 産業廃棄物税課税免除施設承認取消通知書

第 号

年 月 日

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称) 様

佐賀県 県税事務所長 印

課税免除施設の承認を取り消したので、佐賀県産業廃棄物税条例施行規則第5条第5項の規定により通知します。

施	名 称	
設	所 在 地	
取 消 理 由		
取 消 年 月 日		
そ の 他 参 考 事 項		

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求することができます。

なお、この審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 様式第5号

受付印		申 請 者	氏名又は名称及び代 表者の氏名	印
年　月　日			住所又は所在地	
佐賀県 県税事務所長様			担当部所名及び担当 者氏名	
(電話番号)				
産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書				
佐賀県産業廃棄物税条例第11条第1項の規定による産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登録を次のと おり申請します。				
焼却施 設又は 最終処 分場	名　　称			
	所　在　地			
	種類及び能力		<input type="checkbox"/> 焼却施設 ( kg/h )	
			<input type="checkbox"/> 最終処分場 ( )	
	産業廃棄物処分業の 許可年月日、許可の 有効年月日及び許可 番号		年　月　日	
			年　月　日	
			第　　号	
事業開始年月日		年　月　日		
他の産業廃棄物 処理施設の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
※ 処理 事項	登録年月日		登録番号	
	年　月　日		第　　号	

注 1 ※印の欄は、記入する必要はありません。

2 複数の施設を有する場合は、施設ごとに申請書を提出してください。

3 産業廃棄物処分業許可証の写しのほか、焼却施設又は最終処分場付近の見取図及び敷地内の配置図を添付してください。

4 申請を行う施設以外に処分業の許可を受けて処理を行う施設又は施設の設置許可を受けた施設を有する場合は、別紙に記載してください。

## 様式第5号別紙

中間 処理 施設 等	名 称	
	施設の種類又は処理方法	<input type="checkbox"/> 破碎 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 中和 <input type="checkbox"/> 脱水 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	所 在 地	(電話番号 )
中間 処理 施設 等	名 称	
	施設の種類又は処理方法	<input type="checkbox"/> 破碎 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 中和 <input type="checkbox"/> 脱水 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	所 在 地	(電話番号 )
中間 処理 施設 等	名 称	
	施設の種類又は処理方法	<input type="checkbox"/> 破碎 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 中和 <input type="checkbox"/> 脱水 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	所 在 地	(電話番号 )
中間 処理 施設 等	名 称	
	施設の種類又は処理方法	<input type="checkbox"/> 破碎 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 中和 <input type="checkbox"/> 脱水 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	所 在 地	(電話番号 )
中間 処理 施設 等	名 称	
	施設の種類又は処理方法	<input type="checkbox"/> 破碎 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 中和 <input type="checkbox"/> 脱水 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	所 在 地	(電話番号 )

## 様式第6号

 年 月 日 佐賀県 県税事務所長 様		申 請 者	氏名又は名称及び代 表者の氏名	 住 所 又 は 所 在 地
			担当部所名及び担当 者氏名	
(電話番号)				
産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書				
佐賀県産業廃棄物税条例第11条第5項の規定により、次のとおり特別徴収義務の消滅を届け出るとともに、特別徴収義務者証を返納します。				
登 錄 番 号		第 号		
焼却施 設又は 最終処 分場	名 称			
	所 在 地			
特別徴収義務が消滅する こととなった理由				
上記理由の発生年月日		年 月 日		

注 特別徴収義務が消滅したことを証する書類を添付してください。

## 様式第7号

受付印					
年 月 日  佐賀県 県税事務所長 様	届 出 者	氏名又は名称及び代 表者の氏名			
		印			
	焼却施 設又は 最終処 分場	住 所 又 は 所 在 地			
		担当部所名及び担当 者氏名		(電話番号 )	
		名 称			登録番号
所 在 地					
産業廃棄物税特別徴収義務者登録事項変更届出書					
佐賀県産業廃棄物税条例第11条第6項の規定により、登録事項の変更を次のとおり届け出ます。					
登 録 事 項	変 更 前		変 更 後		
変 更 年 月 日		年 月 日			
届 出 理 由		<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分業の許可に関する変更 <input type="checkbox"/> 上記以外による変更 <div style="margin-left: 20px; margin-top: 10px; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; height: 100px;"></div>			

注 産業廃棄物処分業の許可に関する変更がある場合には、許可証の写しを添付してください。

## 様式第8号

## 産業廃棄物税特別徴収義務者登録通知書

第 号

年 月 日

住 所（所在地）

氏 名（名 称） 様

佐賀県 県税事務所長 印

佐賀県産業廃棄物税条例第11条第2項の規定により産業廃棄物税の特別徴収義務者として次のとおり登録したので、通知します。

特別徴収義務者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
焼却施設及び最終処分場	名 称	
	所 在 地	
登 錄 番 号	第	号
登 錄 年 月 日	年	月 日

注 別添の産業廃棄物税特別徴収義務者証を当該施設の公衆に見やすい箇所に掲示してください。

様式第9号

登録番号 第

号

産業廃棄物税

特別徴収義務者証

佐賀県

備考 アルミはく製とし、大きさは日本工業規格A 6とする。

板面地色は銀色とし、「産」の模様と枠は水色とし、文字は黒色とすること。

## 様式第10号

受付印		申 請 者	氏名又は名称及び代 表者の氏名	印
年　月　日			住所又は所在地	
佐賀県 県税事務所長様			担当部所名及び担当 者氏名	
(電話番号)				

## 産業廃棄物税特別徴収義務者証再交付申請書

佐賀県産業廃棄物税条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

登録番号		第号
焼却施設又は最終処分場	名称	
	所在地	
申請理由		

## 様式第11号その1(焼却施設用)

焼却施設用

納入申告書  
産業廃棄物税納付

登録番号

受付印

印

年 月 日  佐賀県 県税事務所長 様	特別徴 収義務 者又は 納税者	氏名又は名称及び代表 者の氏名						
		住 所 又 是 所 在 地						
		担当部所名及び担当者 氏名	(電話番号)					
	焼 却 施 設	名 称						
		所 在 地						
申 告 の 対 象 期 間	年 月 日から		年 月 日まで					
期間中における焼却施設への産業廃棄物の搬入量 (「附表〔①〕欄の搬入量に関する明細書」の「*」欄から転記)	①			千				トン
条例第5条第1号の規定に該当することにより課税免 除される搬入量 (自ら排出する産業廃棄物を焼却処理する際の熱を回収し、自己の 製品の製造工程で利用している場合のその焼却施設への搬入等)	②							.
条例第5条第2号の規定に該当することにより課税免 除される搬入量 (法令等により焼却処理が義務付けられている産業廃棄物の焼却施 設への搬入等)	③							.
課税標準となる産業廃棄物の搬入量 ①-②-③	④							.
④のうち委託契約以外(自社排出分)による焼却施設 への産業廃棄物の搬入量 (「附表〔⑤〕欄の搬入量に関する明細書」の「*」欄から転記)	⑤							.
④のうち委託契約による焼却施設への産業廃棄物の搬 入量 ④-⑤	⑥							.
この申告により申告納付(自己申告分)すべき産業廃 棄物税額 (⑤×800円/トン)	⑦		百万		千			円
この申告により申告納入(特別徴収分)すべき産業廃 棄物税額 (⑥×800円/トン)	⑧		百万		千			円

- 注 1 この申告書には、附表(①, ⑤欄の搬入量に関する明細書)を添付して提出してください。
- 2 「搬入量」の欄は、計量した重量(重量の測定が困難な場合は、体積から換算した重量)を記載することとし、トン未満の端数があればそのまま記載してください。
- 3 「税額」の欄は、円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 4 申告書の提出期限後に申告納入(納付)されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

## 様式第11号その2（最終処分場用）

最終処分場用

## 産業廃棄物税 納入申告書

登録番号

受付印

年 月 日 佐賀県 県税事務所長 様	特別徴収義務者又は納税者	氏名又は名称及び代表者 の氏名							印
		住 所 又 は 所 在 地							
		担当部所名及び担当者 氏名	(電話番号)						
	最 終 処 分 場	名 称							
		所 在 地							
	申 告 の 对 象 期 间	年 月 日から		年 月 日まで					
期間中における最終処分場への産業廃棄物の搬入量 (「附表〔①〕欄の搬入量に関する明細書」の「*」欄から転記)	①			千				トン	
条例第5条第2号の規定に該当することにより課税免除される搬入量 (天災その他の災害により排出された産業廃棄物の最終処分場への搬入)	②							.	
課税標準となる産業廃棄物の搬入量 ①-②	③							.	
③のうち委託契約以外（自社排出分）による最終処分場への産業廃棄物の搬入量 (「附表〔④〕欄の搬入量に関する明細書」の「*」欄から転記)	④							.	
③のうち委託契約による最終処分場への産業廃棄物の搬入量 ③-④	⑤							.	
この申告により申告納付（自己申告分）すべき産業廃棄物税額 ④×1,000円／トン	⑥		百万		千			円	
この申告により申告納入（特別徴収分）すべき産業廃棄物税額 ⑤×1,000円／トン	⑦		百万		千			円	

注 1 この申告書には、附表（①, ④欄の搬入量に関する明細書）を添付して提出してください。

2 「搬入量」の欄は、計量した重量（重量の測定が困難な場合は、体積から換算した重量）を記載することとし、トン未満の端数があればそのまま記載してください。

3 「税額」の欄は、円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

4 申告書の提出期限後に申告納入（納付）されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。